

## 聴覚・言語機能障害

18歳以上	18歳未満	種類	耐用年数	対象者 (注)等級は個別等級となります
○	/	聴覚障害者用屋内信号装置	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●聴覚障害2級 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)</li> <li>※屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。</li> </ul>
○	○	聴覚障害者用通信装置(ファックス等)	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する方であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として認められる方</li> <li>●学齢児以上の方</li> </ul>
○	○	聴覚障害者用情報受信装置	6年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●聴覚障害のある方で、本装置によりテレビの視聴が可能となる方</li> </ul>
○	○	携帯用会話補助装置	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●音声言語機能障害又は肢体不自由のある方で、発声・発語に著しい障害を有する方</li> <li>●学齢児以上の方</li> </ul>
○	○	人工喉頭(発声機能を補助する用具)	笛式:4年 電動式:5年 人工鼻:なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>●喉頭摘出された方</li> </ul>